

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的考え方

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

2 現在の到達状況

- ・都市計画道路等の整備（東3・4・7号線及び東3・4・13号線）
- ・歩道整備及びカーブミラー等安全施設整備事業
- ・市道拡幅事業
- ・木造家屋耐震診断助成
- ・木造家屋耐震改修及び耐震シェルター設置助成

3 課題

- ・災害時におけるネットワーク道路等の整備
- ・木造家屋等の耐震整備
- ・防災拠点及び避難空間の整備
- ・液状化被害

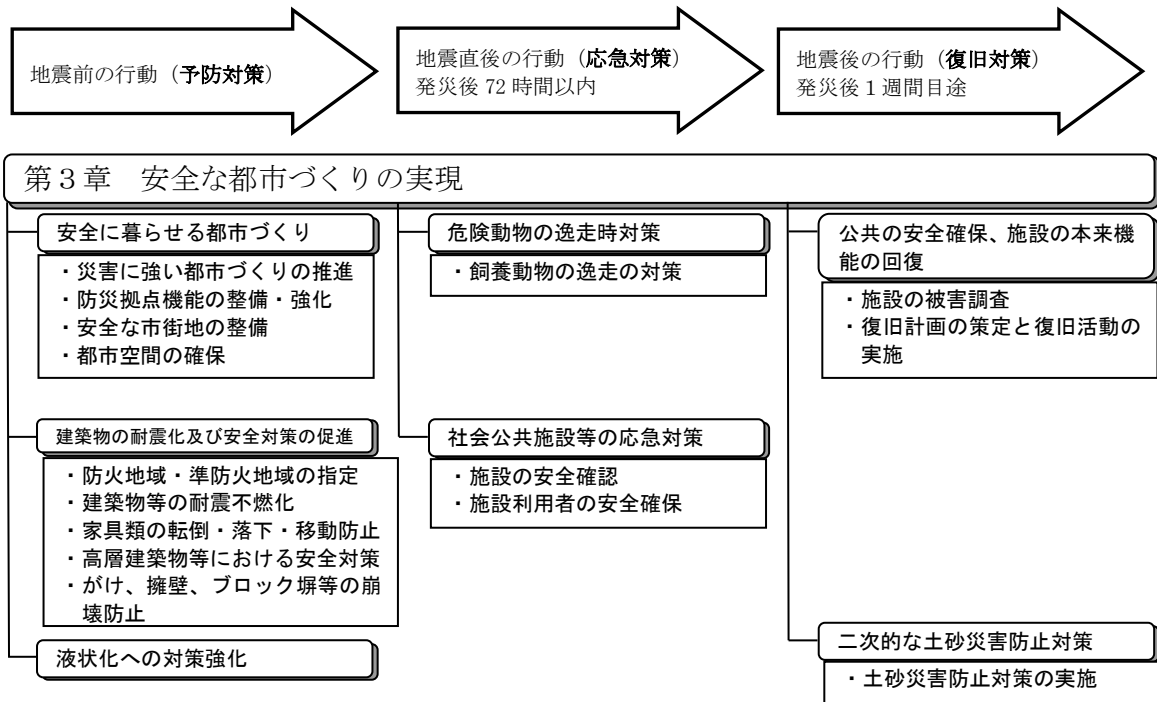
4 対策の方向性

- ・都市計画道路及び市道の整備等
- ・木造家屋等の耐震整備率の向上
- ・医療及び福祉施設並びに市内3大学との連携強化
- ・緑地保全並びに国、都及び市の公共用地の使用調整等
- ・液状化被害の規模の特定

5 到達目標

- ・発災時の住宅等の倒壊被害の軽減
- ・発災時の住宅等の延焼の防止
- ・防災拠点機能の向上
- ・災害復旧用資材置場等災害時のオープンスペースの確保
- ・液状化被害のおそれのある地域及び規模に関する情報提供

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 安全に暮らせる都市づくり

清瀬市を「安心して住めるまち」にするためには、都市構造そのものの耐震性・耐火性を高めることが基本である。そのためには、建築物の耐震不燃化、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進することが必要である。しかし、市全域にわたってこれらの施策を展開するには長い期間と膨大な経費が必要であることから、必要性・緊急性の高い地域からその地域特性を踏まえた手法で継続的に防災都市づくりを推進していく。

(1) 災害に強い都市づくりの推進 《まちづくり課・水と緑の環境課・道路交通課・下水道課》

市民がいつまでも住み続けたいと思える快適な都市空間・都市環境の整備を目指し、平成13年3月に都市計画マスタープランを策定した。災害に強い都市づくり事業を効率的に展開するためには、都市計画マスタープランにより、総合的に事業を推進していく。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○都市計画マスタープランによる災害に強い都市づくりの推進

イ 取組内容

(ア) 安全都市づくり

近年の都市化の進展に伴い、地震・台風・洪水などの自然災害に加え、都市型災害への対応が求められている。本市においても、清瀬駅周辺の木造住宅地を中心に建物の不燃化の促進、オープンスペースの確保、防災拠点の強化など、災害に強いまちづくりを進める必要がある。人々が安全で安心して住み続けられるまちづくりを実現していくために、安全都市づくり方針を定め、また、災害に対してのみでなく平常時においても安全で安心なまちをつくる必要があり、防犯や環境にも配慮した都市空間を形成していく。

(2) 防災拠点機能の整備・強化 《情報政策課・総務課・各公共施設主管課》

災害時に災害対策の拠点となる市有施設の拠点機能について整備強化を総合的に進める。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○防災拠点機能の整備・強化を総合的に進める。

イ 取組内容

(ア) 防災拠点機能の整備・強化

防災拠点機能の整備・強化を総合的に進めていく。

(イ) バックアップ設備等の整備

住民情報等の情報資産のデータは、災害時には安否情報の確認等の作業で重要な資料となるものである。住民情報等の貴重な情報資産のデータは日々バックアップを実施しその保管管理については、データの消失を防止するため遠隔地への保管を行なっている。しかし、災害時は、電源の確保やサーバ機器等の故障により、バックアップデータの活用及び住民情報や税情報等の情報資産の打ち出しができなくなる可能性がある。こうした事態を避けるため、安全な遠隔地のデータセンター等において、データの保管・管理、活用、帳票類の打ち出しが可能な体制づくりを行う必要があり、その整備強化に努める。

(3) 安全な市街地の整備 《まちづくり課》

木造建物が広がり、かつ道路の狭い地域においては、市民の意向を踏まえ、建物の不燃化を促進し、都市基盤整備を進め、緊急車両の進入が困難な地区においては、生活道路の整備、建物の不燃化・耐震化により、防災性の向上を図る。

ア 対策内容

機関名	対策内容
市	○木造建物が広がり、かつ道路の狭い地域の不燃化促進 ○都市基盤整備による防災性の向上

イ 取組内容

(ア) 宅地開発等の指導

清瀬市住環境の整備に関する条例及び規則は、無秩序な宅地開発等を防止するため、宅地開発等を行う事業主に対して、一定基準により公共施設及び公益施設の整備を課している。これによって、市の均衡ある発展と住みよい住環境の整備を図るものとする。

(4) 都市空間の確保 《水と緑の環境課》

都市公園の整備等により、市内各地域の防災拠点となるオープンスペースを確保し、合わせて緑の保全、育成に努め、防災性の向上を図る。

ア 対策内容

機関名	対策内容
市	○公園の整備 ○緑地・農地等のオープンスペースの保全

イ 取組内容

(ア) 公園の整備

公園は、子供からお年寄りまでだれでもが自由に遊び、憩い、やすらげる場であるとともに、都市を緑化し、災害時の避難場所となるなど防災上果たす役割は大きい。平成27年4月現在、清瀬市の公園等は、122箇所、約249,799.55㎡(うち都市公園は50,686㎡)となっており、市民一人当たり換算すると3.38㎡(同0.69㎡)に過ぎず、都市公園の標準面積の基準(都市公園として5㎡/人)にも達していない。従って、今後とも様々な方法により公園用地を確保し、児童遊園や運動公園、自然公園、広場など公園を計画的に整備するよう努めていく。

出典：清瀬市水と緑の環境課資料

(イ) 緑地・農地の保全

計画的な宅地化を進めるとともに、残存する農地や社寺林、屋敷林等緑地に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、市民のための貴重な緑の空間やオープンスペースとしての保全を図る。また、緑を将来にわたって確保するため、保全すべき緑地について公有地化を図る。

(ウ) オープンスペースの把握と活用

震災時に住民の避難場所、物資輸送拠点、資材置場等、様々な用途での利用が期待される。市域の災害時に利用可能な一定規模以上のオープンスペースを把握し、活用を図る。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 《まちづくり課・各公共施設主管課》

大地震時には木造住宅地域を中心に、火災や建物倒壊等に大きな人的・物的被害が生じる可能性がある。そのため、市では、建築物等の耐震不燃化に努める。

(1) 防火地域・準防火地域の指定 《まちづくり課》

都市型火災に対する市の体質強化を図る目的で、従来から都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定を行ってきている。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○防火地域・準防火地域の指定による延焼に対する体質強化

(2) 建築物等の耐震不燃化《まちづくり課・企画課・各公共施設主管課》

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○耐震改修計画の策定 ○公共建築物等の耐震不燃化 ○民間建築物の防災対策 ○エレベーター閉じ込め防止機能の向上

イ 取組内容

(ア) 耐震改修計画の策定

都は、昭和 56 年以前に施行された現行の耐震基準以前に建てられた建築物(以下「既存建築物」という。)について、耐震診断・耐震改修を計画的かつ総合的に推進するために、平成 11 年 3 月に「東京都建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成 12 年 7 月に、この計画を実現化するための施策や実施体制等を具体的に定めた「東京都既存建築物耐震改修促進実施計画」(以下「耐震改修促進実施計画」という。)を策定し事業展開を図ることとした。さらに、平成 19 年 3 月に「東京都耐震改修促進計画」が策定され、平成 24 年 3 月に改訂版が取りまとめられた。

都の計画において、耐震化率を平成 32 年度までに 95%以上とすることを目標としていることから、市においても、早急にさまざまな手段を講じ、都と連携し、耐震化の促進に努めていく。

(イ) 公共建築物等の耐震不燃化

市は、大地震時に消火・避難誘導及び情報伝達等の防災活動の中心となる市庁舎及び学校、地域市民センターや各公共施設について、耐震診断を実施し、その結果に基づき順次、補強・改築を進めるよう努める。

(ウ) 民間建築物の防災対策

① 木造住宅

木造住宅については、市民が自分で簡単に診断できる一戸建木造住宅用のパンフレットを利用するよう啓発に努めるとともに、公的助成について検討していく。

② 集合住宅

a 建築物の所有者又は管理者が精密診断を希望する場合は、当面、都が作成した「建築物の耐震診断システムマニュアル」により診断受付機関の紹介等を行う。

b マンションは多くの区分所有者等による合意形成が不可欠であり、その再建には通常の建物以上に困難を伴うことが多いことから、マンション入居者がその居住する建物の耐震性能を把握し、予め必要な措置を講じられるようにしておくことが望ましい。このためマンションの耐震診断の重要性等の普及啓発を行うとともに、耐震診断の促進を図る。

(エ) エレベーター閉じ込め防止機能の向上

① 市施設

市は、都の対策に準じて、市施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

② 民間施設

a 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。

b 一般社団法人日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民

間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。

- c 一般社団法人日本エレベーター協会加盟の各メーカーは、エレベーター改修について対応を行う。

③ 救出体制の構築

一般社団法人日本エレベーター協会加盟の各メーカーは、以下のような救出体制の構築を整備する。

- a 救出要員を増員するための講習の実施
- b エレベーター保守管理会社の連絡体制強化
- c エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

(3) 落下物、家具類の転倒・落下・移動防止 《都・まちづくり課・道路交通課・防災防犯課・高齢支援課・清瀬消防署》

大地震時には、屋外では窓ガラスや広告塔・看板等の落下、自動販売機の転倒などにより、また、屋内では家具等の転倒などにより、大きな人的被害をもたらすことが予想される。そのため、市は、地震時に被害を及ぼす可能性がある屋外・屋内設備等の安全化対策の推進に努める。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
都	○建築物の天井等の落下防止対策を推進 ○屋外広告物に対する規制
市	○公共施設の自動販売機の転倒防止 ○家具類等の転倒・落下・移動防止対策
清 瀬 消 防 署	○家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発 ○関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知

イ 取組内容

(ア) 天井等の落下防止対策

都は、3階建以上の建築物の窓ガラス等落下物の地震に対する安全性を確保するため、昭和55年から平成2年にかけて、避難道路沿い及び都市計画で定める容積率400%以上の区域にある建築物約85,600棟について調査を実施し、落下のおそれのあるものに対しては改修指導を行い、平成14年3月末現在7,729棟について改修が修了した(改修率90.3%)。また、国土交通省「建築物における天井脱落対策」に記載された基準表に基づき、都は、所管建築物の天井の実態調査を実施した。それを受け、落下のおそれのある大規模空間の天井等について、落下防止対策を進めている。

出典：東京都「東京都震災対策事業計画(平成20年度～22年度)」平成20年3月、P303-304

出典：東京都「東京都震災対策事業計画(平成23年度～27年度)」平成25年9月、P136

(イ) 屋外広告物に対する規制

都は、地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすものがあることが予想される。このため、市及び都は、東京都屋外広告物条例に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。また、震災対策の観点から長期継続広告物のうち規模の大きいものについては、屋外広告物管理者を設置させるなど、指導の強化を図る。

(ウ) 自動販売機の転倒防止

都は、自動販売機の転倒防止対策の強化を進めている。また関東経済産業局は、自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカーの貼付を指導している。また、「JISB8562 自動販売機の据置基準」の普及・啓発のため、毎年10月を自販機月間として、パンフ

レット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、基準の周知を進めている。

当市においても、上記の対策に準じて転倒防止対策の強化を進めていく。

(エ) 家具等の転倒・落下・移動防止対策

新潟県中越地震など大規模な震災では家具類の転倒・落下等屋内収容物の移動・転倒により大勢の犠牲者が発生している。このことを踏まえ、行政と業界が連携して家具類の転倒・落下・移動防止対策の都民への普及・啓発を図ることを目的として、「家具類の転倒・落下・移動防止対策推進委員会」が平成16年10月に設置され平成17年3月に検討結果がまとめられた。この検討結果には、家具転倒防止金具(器具)の検証結果や都民に対する転倒・落下防止対策の効果的な推進方策がまとめられている。東京都震災対策事業計画(平成23年～27年度)においても対策実施率向上が盛り込まれている。都は、今後各行政機関や関連業界の協力を得ながら、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進していく。

当市においても家具転倒防止の普及・啓発活動を推進していく。

出典：東京都「東京都震災対策事業計画(平成23年度～27年度)」平成25年9月、P139-140

(4) 高層建築物等における安全対策 《清瀬消防署・東村山警察署・都・市》

高層建築物は、関係法令に基づき建築の設計段階から安全確保が厳しく規制・指導されているが、構造上の特殊性から地震時の避難や消防活動等の災害対応は、極めて困難になるものと予想される。このため各機関は、次のような対策を講じている。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
都	○公共建築物等の耐震化
市	○住宅、建築物の耐震化促進 ○公共建築物等の耐震化
清 瀬 消 防 署	○高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導 ○関係事業所に対する火災予防対策、避難対策等指導 ・高層建築物の関係事業所に対する火災予防対策、避難対策指導及び防火・防災管理対策、消防活動対策指導 ○長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性の周知 ○関係機関との連携による合同訓練
東 村 山 警 察 署	○震災対策に関する管理者対策 ○関係機関との連携による合同防災訓練

イ 取組内容

エレベーターの安全対策

中高層住宅のほとんどは、エレベーターの地震時管制運転装置が設置されており、この装置によりほとんどのエレベーターが最寄りの階にドアを開放して停止することとなっているが、万一に備え、関係事業者や建築物管理者に対し、エレベーター内に非常用備蓄キャビネット等の必要な対策等を講じるよう要望していく。

また、利用者にも閉じ込めが発生した場合の対処法の普及啓発を行う。

(5) がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止 《都・まちづくり課・水と緑の環境課》

都市化の進展に伴い、近年の宅地開発は既成市街地の周辺におよび、がけ地や急な斜面に宅地を造成し、住宅を建築するケースが多くなっている。これらの造成地は、地震による地盤の崩壊、土砂崩れ等を引き起こし、大災害発生の原因となるおそれがある。

また、宮城県沖地震においては、ブロック塀や石塀等が倒壊し、多くの死傷者を出したことから、新たな災害要因として注目を集めた。このため、がけ・擁壁及びブロック塀等の安全化を図る。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	〇がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止

イ 取組内容

(ア) がけ・擁壁、急傾斜地の安全化

都は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の観点から指導を行っている。今後、新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化するとともに、既設のがけ・擁壁の所有者や管理者に対して、建築基準法・宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のために必要な措置をとるよう指導を行っていく。

なお、市内には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害（特別）警戒区域が10箇所指定されている。

【土砂災害（特別）警戒区域一覧表】

区域の番号	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
221001-K001	野塩1丁目、野塩2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K002	野塩1丁目、野塩2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K003	野塩1丁目、野塩2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K004	中里2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K005	中里2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K006	中里4丁目、中里3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K007	中里4丁目、中里6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K008	中里6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K008	中里6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
221001-K010	中里6丁目	急傾斜地の崩壊	○	○

(イ) ブロック塀等の安全化

都では、新たにブロック塀を設置するものに対しては、配筋や基礎の根入れ等について建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導している。

市では、緑あふれる美しいまちをめざして、生垣助成制度を設けている。地震時のブロック塀・石塀等による被害を防止するためにも、この生垣助成制度を積極的に活用し、ブロック塀・石塀等の生垣への転換（生垣等の新設）が望まれる。

3 液状化への対策の強化 《都・まちづくり課・下水道課》

液状化被害の可能性のある箇所について、市民への情報提供等、適切な対策を進める。

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供する。 ○液状化のおそれのある地域に公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。 ○東京都建設局・港湾局が作成した「東京の液状化予測図」（H25.3）や、東京都都市整備局が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」（H25.5）を活用し、液状化対策について市民に情報提供する。

4 出火延焼等の防止 《清瀬消防署・市・消防団》

4-1 消防水利の整備、防火安全対策

(1) 対策内容

ア 出火等の防止

機 関 名	対 策 内 容
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○火気設備・器具の安全対策（石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置等） ○電気設備等の安全対策（感震機能付分電盤等の普及促進等） ○消防用設備等の耐震措置 ○停電復旧時の通電火災防止対策等の推進 ○その他の事業所や一般住宅への立入検査及び防火診断を通じた出火防止対策等の指導

イ 初期消火体制の強化

機 関 名	対 策 内 容
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者に対する消防用設備等の耐震措置の指導 ○住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器等の普及促進

ウ 火災の拡大防止

機 関 名	対 策 内 容
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○消防水利の整備を行う市と連携し、効果的な消防活動が行えるよう消防水利の確保の支援を行う。 ○自主防災組織等による初期消火用水源として、消火栓、排水栓等の活用を図るよう指導する。 ○消火活動の阻害要因の把握や調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して、消防活動の円滑化の観点から意見反映を図る。

4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

(1) 対策内容

ア 石油等危険物施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
清 瀬 消 防 署 等	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所防災計画の作成状況の確認、作成指導 ○石油等危険物施設の安全化

イ 毒物・劇物取り扱い施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
多摩小平保健所 健康安全研究センター 福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○立入調査及び危害防止規程の作成等の指導

(2) 詳細な取組内容

施設の耐震化、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の実施、事業所防災計画の作成等に関する事業所指導を徹底し、出火防止対策や流出防止対策を推進する。

4-3 危険物等の輸送の安全化

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○タンクローリー等による危険物輸送に係る安全対策の指導 ○イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
多摩小平保健所 健康安全研究センター 福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○関係機関との連絡通報体制の確立

(2) 詳細な取組内容

- ア タンクローリー、トラック等の危険物等を輸送する車両等について立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について法令基準に適合させるとともに、基準が維持されるように指導を実施する。
- イ 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載の確認及び活用を推進する。

第3節 応急対策

1 社会公共施設等の応急対策 《企画部班・市民生活部班・健康福祉部班・子ども家庭部班・総務部班・教育部班・都市整備部班・関係施設》

社会公共施設である病院、社会福祉施設、学校等は、災害時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすため、被災した場合には応急措置を速やかに行うよう努める。

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○応急危険度判定技術者が不足する場合、都への協力要請 ○社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施。判定が困難な場合、都に判定実施の支援要請
社会公共施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施
病 院	<ul style="list-style-type: none"> ○収容患者の特殊性から、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。特に施設長は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期すものとする。
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障害者(児)、児童等は、災害時に独力でその身の安全を確保することが極めて困難である。これらの人たちが利用する社会福祉施設等においては、安全の確保を図るため平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には自主的な災害活動を実施し、応急措置等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の責任者は、施設利用者の安全を図るため、救助計画を策定しておく。 ・責任者は、自主防災組織を編成し、災害時には役割分担に基づき行動する。 ・社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認し、必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。 ・施設の責任者は、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。 ・施設独自の復旧が困難である場合は、市及び関係機関に連絡し、応援を要請する。 ・災害の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。
学 校 施 設 等	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を確立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童・生徒等の安全確保に万全を期する。 ○責任者は、自衛消防隊を編成して、役割分担に基づき行動する。 ○緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。 ○避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。 ○学校等の応急修理は、迅速に実施する。
文 化 財 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような災害応急措置を講ずるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに清瀬消防署に通報し被害の拡大防止に努める。 ・文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会に報告する。 ・関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を

	講ずる。
社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設等の施設利用者は、不特定多数であり、利用者の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。 ○災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

2 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 《災害対策本部・総務部班・教育部班・都・清瀬消防署・東村山警察署・多摩小平保健所・事業所》

石油、高圧ガス等の危険物貯蔵施設などは、地震時においては振動・火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。したがって、これらの施設については、関係法令に基づく予防規程や東京都震災対策条例等に基づく事業所防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策並びに周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制について確立しておく必要がある。

(1) 石油類等危険物施設の応急措置 《災害対策本部・清瀬消防署・事業所》

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要に応じて応急措置命令等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導 ○必要に応じて、応急措置命令等を実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置 ○危険物の流出又は爆発等のおそれがある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 ○混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 ○危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 ○災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

(2) 高圧ガス保管施設の応急措置 《災害対策本部・都・清瀬消防署・東村山警察署・事業所》

大震災時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を超えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがある。有毒ガス漏えい事故発生時における各機関の対応措置は次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ○安全維持等のため必要な場合は、事業者へ緊急措置を命令
東 村 山 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があった時は、避難の指示を行う。 ○避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○避難路の確保及び避難誘導を行う。

清瀬消防署	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市へのその内容の通報 ○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○災害応急対策の実施
市	○必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(3) 毒物、劇物取扱施設の応急措置 《災害対策本部・教育部班・清瀬消防署・東村山警察署・多摩小平保健所・事業所》

震災による建物の倒壊等により、毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の各機関の対応措置は次のとおりとする。

機関名	対応措置
多摩小平保健所	○毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○毒物・劇物が飛散、漏えいに対し、除毒作業を事業者に対し指示 ○災害情報の収集、伝達
東村山警察署	○毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○避難区域内への車両の交通規制 ○避難路の確保及び避難誘導
清瀬消防署	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市へのその内容の通報 ○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○災害応急対策の実施
市	○必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施 ○事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 ○関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係わる災害情報の収集、伝達に努める。 ○都下水道局流域下水道本部に速やかに流入状況を報告する。
市教育委員会	○発災時の活動について、次のことを樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 ・発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ・出火防止及び初期消火活動 ・危険物の漏えい、流出等による危険防止 ・実験中における薬品容器の転倒、落下防止及び転倒、落下物による火災等の防止 ・児童・生徒に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ・被害状況の把握、情報収集及び伝達等 ・避難場所及び避難方法
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(4) 放射線等使用施設の応急措置 《災害対策本部・清瀬消防署・多摩小平保健所・事業所》

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。原子力規制委員会は、必要が

あると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。各機関の応急措置は次のとおりである。

機 関 名	対 応 措 置
清瀬消防署	○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
多摩小平保健所	○R I（ラジオ・アイソトープ）使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、多摩小平保健所を中心としたR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、市民の不安の除去に努める。
市	○関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施

(5) 危険物輸送車両の応急対策等 《災害対策本部・都・清瀬消防署・東村山警察署・事業所》

ア 危険物輸送車両の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
都 環 境 局	○関係機関との密接な情報連携 ○必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 ○災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
東村山警察署	○事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
清瀬消防署	○関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○災害応急対策は、第5章第3節7-(1)-イの「震災消防活動」により対処するものとする。
市	○必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施

イ 核燃料物質輸送車両の応急対策 《災害対策本部・国・都・清瀬消防署・東村山警察署・事業所》

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射線物質安全輸送連絡会」において安全対策を講じる。

機 関 名	対 応 措 置
東村山警察署	○事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
清瀬消防署	○事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を市に通報 ○事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都 総 務 局	○事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
事 業 者 等	○関係機関への通報等、応急の措置を実施 ○警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

市	○関係機関と連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する避難の勧告又は指示 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡
---	---

(6) 火薬類保管施設の応急対策等 《災害対策本部・都・清瀬消防署・東村山警察署・事業所》

機 関 名	対 策 内 容
都 環 境 局	○危険防止措置を指導 ○被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○必要に応じて、緊急措置等を実施
市	○必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施
事 業 者 等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

3 大規模事故時の応急対策 《災害対策本部・国・都・清瀬消防署・東村山警察署・消防団》

大規模な火災、石油類や高圧ガス等の危険物の事故により多数の者が被害を受ける場合や鉄道、NBC 災害等の事故等により多数の死傷者が発生するような場合等が想定され、これら事故等が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や災害拡大の防御対策等応急措置を講じる必要がある。

都は、大規模事故発生現場において、被災者の救出・救護・二次災害等被害の拡大防止、現場周辺の平穏保持等に携わる各機関が、互いに役割を確認した上で、情報を共有し連携して円滑な救出・救助活動等が行えるよう、「大規模事故相互連携マニュアル」を策定し、相互連携を図ることとしていることから、今後、当市においても検討していくこととする。

4 危険動物の逸走時対策 《都・都市整備部班・東村山警察署・清瀬消防署》

市民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各課の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼主情報の収集等を行う。

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○事故時には必要に応じ、次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する避難の勧告又は指示 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の受入 ・ 情報提供、関係機関（東京都動物愛護相談センター）との連絡
清 瀬 消 防 署	○情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
東 村 山 警 察 署	○情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)

5 二次的な土砂災害防止対策 《都・都市整備部班》

病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、災害時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすため、被災した場合には応急措置を速やかに行うよう努める。

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○土砂災害防止対策の実施

(2) 取組内容

- ア 土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。
- イ 土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

第4節 復旧対策

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復 《各公共施設主管課・都》

災害が発生した場合、各公共施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための復旧措置を講ずるものとする。

また、被災施設の復旧にあたり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
各施設管理者	○施設の被害状況を調査し、復旧を実施
学 校 施 設	○学校の施設が地震等で被害を受けた場合は、教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育庁と連絡を密にして、授業再開計画などを作成する。また、児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたて速やかに復旧を行う。
文 化 財 施 設	○被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。
社会教育施設	○社会教育施設について災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画をたて、早急に開館する。なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画をたて、本格的な復旧を行う。

2 二次的な土砂災害防止対策 《都・まちづくり課・水と緑の環境課・道路交通課》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○土砂災害防止対策の実施

(2) 取組内容

市及び都は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

